

証券コード 5597

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷五丁目33番10号

ブルーイノベーション株式会社

代表取締役社長 最高執行役員 熊 田 貴 之

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.blue-i.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、画面上部の「IR情報」を選択して、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル B1階 シンシア  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第25期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告及び計算書類  
の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## インターネットによる事前質問について

第25回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前にご質問を受け付けます。株主総会当日、下記事前質問受付サイトから頂戴した事前質問の一部につきまして、ご回答させていただきます予定です。

なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するものに限定させていただき、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

### 事前質問受付サイト

<https://www.blue-i.co.jp/contact/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRに関するお問い合わせ・ご相談」フォームより、フォームに沿って必要事項をご記入いただき、「お問い合わせ内容」の箇所に『株主事前質問』と題してご記載くださいますようお願い申し上げます。)

### 事前質問受付期間

2024年3月6日（水）午前9時～2024年3月22日（金）午後6時まで

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関わる制限緩和による経済活動の正常化の動きが続いている一方で、円安に伴う物価上昇、地政学リスクの顕在化や金融引締めによる海外経済の減速が日本経済を下押しするリスクに留意が必要な状況となりました。

また、わが国のドローン（※）・ロボットを活用した動きは、コロナ禍以降のDX化、国家安全保障や災害等の緊急時の活用に期待が高まり、導入や検証が少しずつ増加しております。

このような状況の中、当事業年度の経営成績は、売上高1,264,574千円（前期比39.2%増）、営業損失289,759千円（前期は営業損失349,526千円）、経常損失295,670千円（前期は経常損失341,454千円）、当期純損失299,270千円（前期は当期純損失345,123千円）となりました。

なお、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。当社の販売実績を4つのソリューション別「点検、教育、物流、ネクスト」に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション区分	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
点 検	325,122	617,254
教 育	244,345	308,741
物 流	252,841	263,823
ネ ク ス ト	86,090	74,755
合 計	908,399	1,264,574

- ・点検ソリューション

プラントなどの屋内点検用ドローン（B E P インспекション）及び送電線点検用ドローン自動飛行システム（B E P ライン）の販売拡大等により617,254千円（前期比89.9%増）と前事業年度に比べ292,132千円の上振れとなりました。

- ・教育ソリューション

ドローンの飛行日誌作成・情報管理サービス「BLUE SKY」（B E P ベーシック）を2月に提供開始したこと等に伴う売上拡大により308,741千円（前期比26.4%増）と前事業年度に比べ64,396千円の上振れとなりました。

- ・物流ソリューション

物流、点検用のドローンポート（B E P ポート）の開発受託、津波警報ドローンシステム（B E P ポート）の利用に伴うソフトウェアライセンス料収入の拡大等により263,823千円（前期比4.3%増）と前事業年度に比べ10,982千円の上振れとなりました。

- ・ネクストソリューション

前事業年度に実績のあった開発受託プロジェクトの完了等の影響により74,755千円（前期比13.2%減）と前事業年度に比べ11,335千円の下振れとなりました。

当社は、安定した売上成長の観点では年間取引企業数、及びストック型売上（ドローン等のハードウェアのリースやB E P を軸としたソフトウェア、保守メンテナンス等）の比率を意識し、また、収益性を高めるためには、売上総利益率の高いソフトウェアサービスの売上（＝B E P ユーザーの利用料）及びB E P ユーザー数（法人・個人）を伸ばしていくことが重要であると考えております。

当事業年度における取引企業数は152社（前期比10社増）となりました。点検ソリューションにおける新規顧客の獲得が貢献しました。

ストック型売上は307,211千円（前期比25.1%増）となった一方、ストック型の売上比率は24.3%（前期比2.7ポイント減）となりました。ドローンの飛行日誌作成・情報管理サービス「BLUE SKY」（B E P ベーシック）、及び津波警報ドローンシステム（B E P ポート）の利用に伴うソフトウェアライセンス料収入の拡大がストック型売上の増加に繋がった一方、既存顧客に対するフロー型売上が大きく伸びた影響によりストック型売上比率は低下しました。

B E P ユーザーの累計数は法人が141社（前期比49社増）、個人が100,039人（前期比12,362人増）、ソフトウェア売上高は235,569千円（前期比115.2%増）となりました。昨年2月よりサービスを開始したドローン飛行日誌作成・情報管理サービス「BLUE SKY」（B E P ベーシック）への加入者数が好調に増加したこと、送電線点検用ドローン自動飛行システム（B E P ライン）や津波警報ドローンシステム（B E P ポート）の利用に伴うソフトウェアライセンス料収入が拡大したこと等により、B E P ユーザー数（個人）、ソフトウェア売上高

が増加しました。

※ 「ドローン」は、遠隔操縦あるいは自律式の無人航空機一般を指します。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は50,862千円で、その主なものは、点検及び教育事業において使用するドローン機体等の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年12月11日を払込期日とする公募による新株発行550,000株により801,504千円の資金調達を行いました。

また、当社は、2023年12月27日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメント）109,700株により159,863千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (2022年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	493,169	725,680	908,399	1,264,574
経 常 損 失 (千円)	284,015	393,870	341,454	295,670
当 期 純 損 失 (千円)	286,715	394,997	345,123	299,270
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (円)	94.68	124.42	106.01	90.35
総 資 産 (千円)	999,071	1,039,888	937,121	1,785,080
純 資 産 (千円)	875,563	480,566	365,968	1,028,066
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	275.78	151.37	111.60	260.99

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ① 顧客の拡大

特に現在の主要事業である点検ソリューションでは、既存顧客からのアップセル及び新規顧客の開拓を両輪として成長を目指してまいります。具体的には各既存顧客へのアップセルは、BEPインスペクション、BEPライン、BEPサーベイランスについて、主に各電力会社といずれかの契約を締結している状況であるため、BEPインスペクションからBEPラインへ、BEPラインからBEPサーベイランスへというように、他のソリューションへの契約拡大を行う方針であります。また、各ソリューションにおいてPoC段階の顧客も存在することから、本サービスにつなげることで、売上の拡大につなげてまいります。また、新規顧客の拡大については、橋梁及び水管橋という新たな業界がターゲットになるものと考えております。当業界は、非GPSかつ非常に複雑で狭小である特殊な環境下であることから当社の強みとなるセンシングの技術を活かせる領域と認識しております。橋梁向けの新BEPパッケージを提供して、顧客の拡大を推進してまいります。

また、教育ソリューションでは、国家ライセンスの導入が後押しになり、国家ライセンス取得の流れが加速すると当社は考えております。その中で基礎教育におけるJUIDAと連携したドローンスクール運営の受託事業を中心に売上が安定的に成長するものと考えております。加えて、ドローン業界が拡大する中で、各業界におけるドローン利用が進み、応用教育における講習のニーズが拡大するものと考えております。国や大手との実績のある当社が当該ニーズを獲得して、売上成長につながるものと考えております。

#### ② 優秀な人材の獲得

当社は、導入コンサルティングからアジャイル型のソリューション開発、運用・サポートまで一気通貫で提供することに強みがあり、それを支える最先端の技術者として今迄に世界10カ国・地域以上から参加しており、高い技術水準を維持しています。エンジニアの獲得が世間一般で逼迫しており、優秀なエンジニアの獲得は重要な経営課題です。さらに、国内にはセンシングの開発可能なエンジニアの数が少ないため、当社は日本のみならず世界中から人材採用しております。当社のカルチャーは、多様性を重視しており、海外エンジニア社員の当社への評価も高く、社員紹介制度等を導入し、日本に限らず海外も含めて積極的に人材採用し、優秀なエンジニアを確保しつつ次のステップへの開発体制を引き続き強化してまいります。

#### ③ 新しい領域への参入

2016年に開催された小型無人機（ドローン）に係る環境整備に向けた官民協議会の中で「無人航空機（ドローン）の利活用と技術開発のロードマップ」案が示され、この中で、小型無人機の将来的な利用形態の本格化に際し必要となる技術開発や環境整備に向け、飛行技

術に応じたレベル分けが示されました（参考資料: 小型無人機の利活用と技術開発のロードマップ）。わが国は、今まで、無人地帯での目視外飛行が可能な「レベル3」の段階にありましたが、2022年12月5日には、都市部を含む有人地帯での目視外飛行（第三者上空）が可能になる「レベル4」が解禁されました。

今後、レベル4解禁で求められるドローンの自動化技術として、社会実装に不可欠な充電などを可能とする「ドローンポート」があらゆるソリューションで重要になると当社は考え、今までにBEPポート（ドローンポートのシステム部分：Vertiport information system）の開発と国際標準化を進めてきました。レベル4では、人々の頭上を複数ドローンが自動飛行するようになり、安全で確実なドローンの自動離発着や自動充電が重要となり、また物流ソリューションでは、他モビリティとの自動連携、物流のハブ機能としての役割も重要となります。さらに、荷物の受け渡しにおけるセキュリティ向上の観点から、着荷と荷物の一時的保管（宅配ボックス機能）も重要になることが予想され、当社はレベル4における新たな社会インフラとなるドローンポートの開発を推進していきます。

当社は、先行的に仙台市において、レベル3ではありますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波からの避難を呼び掛けるための新たな広報手段として、津波避難広報ドローンポートのシステムの開発を行い、2022年10月17日から本格運用を開始し社会実装しております（㈱日立国際電気、ノキアソリューションズ&ネットワークス(合同)、アンデックス㈱、当社との共同企業体による開発）。津波警報等（津波注意報、津波警報及び大津波警報）の発表とともに、全自動で2機のドローンが常設されたドローンポートから離陸・飛行し、沿岸部を訪れている方に対して、搭載するスピーカーから避難を呼びかける音声とサイレンを流すことにより、人の手を介さずに、自動で避難広報を行います。常設されたドローンポートの自動化事例では国内初であり、さらに「自動運航のドローンにより津波避難広報を行うこと」及び「専用のLTE通信網でドローンの制御等を行うこと」の2点において世界初の事例となります。また、同様のタイプのドローンポートシステムを活用し、2024年1月の石川県能登半島地震で、大規模な地すべりにより土砂ダムへの影響を定期監視することを1月下旬よりスタートし、災害現場でのドローンポート活用も国内初の事例となります。

#### ④ 新しい機能の拡大

現在は、手動でドローン等を動かす（1）Standalone solutions、単体のドローンやロボット等がBEPと接続する（2）Connected solutions、ドローンやロボットの複数機種、複数台がBEPと接続する（3）Integrated solutionsの開発まで完了し、サービスを提供しております。

今後は、（4）Network-based solutions（自律分散 ※1）の開発を進め、サービス提供に必要な高度150m以下の空のインフラにおいて、完全なる自律型空間を創るクラウドモビリティ構想（※2）の実現に向けて、グリッドベースナビゲーション（※3）、ブロック



チェーン（※4）、確率論的AIモデル（※5）の技術を活用し、BEPのさらなる拡張を目指します。

⑤ 蓄積されたデータの活用

レベル4に向けて、自動化が加速する中、ますます重要になるのが飛行の安全性であり、その源になるのがフライトログ等のビッグデータのリアルタイム収集・解析となります。当社の「BLUE SKY」は、フライトログ、映像・解析データなどをBEPのクラウドに格納し、ビッグデータ化を進めております。さらにAIとも連携し、今後様々なサービスを提供する計画であり、当社は多くのパイロットのビッグデータを保有することで、今後、飛行の安全性の観点で大きく市場へ貢献するとともに、当社サービスの永続性を担保します。

⑥ 組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中で、安定的かつ継続的に成長していくためには、組織体制の整備・強化を行うことが不可欠であります。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の整備や内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、監査等委員や社外取締役によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図るとともに、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施による内部統制システムの強化を行ってまいります。

⑦ 収益性の向上

当社は売上成長を重視する中で、研究開発、新規採用等の先行投資により営業損失を計上している状況であります。当社ビジネスモデルはソフトウェアの開発・提供が中心であることから、ハードウェアの開発・提供を行う他社と比較して研究開発費等の事業上の必要経費は少ないものと当社は考えており、粗利率の高いソフトウェアによる売上を拡大することで、収益性の向上を進めております。また、当社は実証実験からスタートして、トライアル、本格導入に至ることが多いことから、既存顧客との継続取引も多い状況であります。今後についても、既存顧客への最適なソリューションの提供により、契約が継続するように推進し、契約として継続収益形態（点検ドローン機体のリース契約またはソフトウェアの月額課金形態）の拡大を推進して、さらなる収益性の向上及び黒字化の実現を目指してまいります。

#### <用語解説>

本項「(3) 対処すべき課題」において使用しております用語の定義については、以下のとおりであります。

No.	用語	用語の定義
※ 1	自律分散	全体を統合する中枢機能を持たず、自律的に行動する各要素の相互作用によって全体として機能すること
※ 2	クラウドモビリティ構想	全てのモビリティは、BEPで創られたグリッド空間と繋がり、グリッド内の情報がリアルタイムで取得でき、結果として時々刻々と変化する最適な飛行ルートを提供可能な世界
※ 3	グリッドベースナビゲーション	モビリティ(自律移動ロボット)が移動する空間を格子状に分割し、モビリティの移動経路を動的に算出する当社独自の計算手法
※ 4	ブロックチェーン	分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに、暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法
※ 5	確率論的AIモデル	モビリティの位置を確率分布で扱い、そのデータを元に将来の位置をディープラーニングで算出する当社独自の手法

#### (4) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社は、複数の自律移動ロボット（ドローンやAGV（※1）などを指す）を遠隔で制御し、統合管理するためのソフトウェアプラットフォーム（※2）である Blue Earth Platform®（BEP）を基軸に、人が実施していた設備の点検、物流等の業務を、ドローンやAGVで代替して実施することにより効率化や安全化、省力化を図ることを目的としたソリューションの提供を行っております。

BEPとは、センサモジュールとソフトウェア（アプリ、クラウド）で構成された当社開発の統合的なシステム上のプラットフォームのサービス総称です。顧客の課題に対応して、ドローンの機体とセンサ、並びにソフトウェア開発の適切な組み合わせを、BEPの環境下で開発した上でソリューションとして提供していることから、各ソリューション名に「BEP」の名称を冠しております。BEPの環境下で、顧客の要望に合わせて、ドローン等の自律移動ロボットの移動・遠隔制御・デバイスとの連携等の「動かす」こと、ドローン等の取得した情報の保存・連携・監視等の「集める」こと、ドローン等の運行管理・挙動の解析等の「管理する」ことを実現しております。

現在の当社の事業は、ドローン関連事業の単一セグメントであり、点検、教育、物流及びネットワーク（新規ソリューション創造）の4つのソリューションを提供しております。特に足元では、社会課題として、インフラ高経年化による点検需要の増加が著しく、当社としてもドローンによる点検ソリューションが主要事業かつ成長事業との位置づけになっております。点検業界においては、人件費高騰に伴う点検コストの増加、一方で危険作業におけるノウハウの属人化や労働力不足が発生しているものと当社は認識しており、それに対して、当社はドローン導入のソリューションを提供することで、業務の安全化、効率化、低コスト化の実現という価値を提供しております。また、併せてドローンパイロットの育成に関する教育ソリューション事業も行っており、ソリューションの提供に加えて点検等に必要なパイロットの提供にも関わっております。その他、物流、オフィスにおけるドローン、AGVを利用したソリューションの提供も行っており、将来的には、BEPにドローン、AGVの全てが接続されて、自律した運用を実現することで、スマートで新しいまちづくりの実現を目指して事業を展開しております。

- (※1) Automated Guided Vehicle の略称。産業用途で多く使用される自動運転車の一種で人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる搬送車。
- (※2) 自律移動ロボットを使ったソリューションや製品を開発する際に、使用できる基盤となる技術要素の組み合わせのことを意味する。ソリューションや商品の開発者が、自社ソリューションの提供価値を、自律移動ロボットを使って効率よく提供するために必要な一連の技術要素をパッケージ化したもの。

**(5) 主要な営業所及び工場** (2023年12月31日現在)

本 社	東京都文京区
Drone Lab ITABASHI	東京都板橋区

**(6) 従業員の状況** (2023年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69 (9) 名	4名増 (3名増)	41.7歳	4.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(7) 主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	399,160千円
株式会社三菱UFJ銀行	92,500千円

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,939,051株  
(3) 株主数 1,699名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
熊田 貴之	1,490,400株	37.83%
けいはんな学研都市ATRベンチャーNVCC投資事業有限責任組合	682,802	17.33
TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合	128,571	3.26
熊田 雅之	113,400	2.87
大成株式会社	100,000	2.53
株式会社レスターホールディングス	100,000	2.53
株式会社SBI証券	78,500	1.99
株式会社SBI新生銀行	75,000	1.90
日本郵政キャピタル株式会社	55,555	1.41
大成温調株式会社	50,000	1.26

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年12月11日を払込期日とする公募による新株発行により発行済株式総数は550,000株増加しております。また、2023年12月27日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメント）により発行済株式総数は109,700株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2016年6月29日		2018年5月29日	
新 株 予 約 権 の 数		6,400個		16,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	6,400株 1株)	普通株式 (新株予約権1個につき	16,400株 1株)
新株予約権の払込金額		無償		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	460円 460円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,000円 1,000円)
権 利 行 使 期 間		2018年6月1日から 2026年6月29日まで		2020年6月1日から 2028年5月28日まで	
行 使 の 条 件		(注)		(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	—		新株予約権の数	10,000個
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—		目的となる株式数	10,000株
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数	6,400個	新株予約権の数	6,400個
		目的となる株式数	6,400株	目的となる株式数	6,400株
		保有者数	1名	保有者数	1名

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年7月21日	2022年3月17日
新 株 予 約 権 の 数		27,200個	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,200株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,000円 (1株当たり 2,000円)	新株予約権1個当たり 2,200円 (1株当たり 2,200円)
権 利 行 使 期 間		2022年7月22日から 2030年7月21日まで	2024年3月18日から 2032年3月17日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 12,500個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 7,500個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—	—
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数 14,700個 目的となる株式数 14,700株 保有者数 3名	新株予約権の数 2,500個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名

		第 9 回 新 株 予 約 権		第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2022年11月17日		2023年3月16日	
新 株 予 約 権 の 数		7,500個		22,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	7,500株 1株)	普通株式 (新株予約権1個につき	22,500株 1株)
新株予約権の払込金額		無償		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	2,200円 2,200円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	2,200円 2,200円)
権 利 行 使 期 間		2024年11月18日から 2032年11月17日まで		2025年3月17日から 2033年3月16日まで	
行 使 の 条 件		(注)		(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	7,500個	新株予約権の数	22,500個
		目的となる株式数	7,500株	目的となる株式数	22,500株
		保有者数	1名	保有者数	2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	—		—	
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	—		—	

(注) 当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2023年3月16日	
新 株 予 約 権 の 数		14,920個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	14,920株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	2,200円 2,200円)
権 利 行 使 期 間		2025年3月17日から 2033年3月16日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	14,920個 14,920株 7名

(注) 当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 最高執行役員	熊田 貴之	
取締役 副社長執行役員	熊田 雅之	システム開発部管掌
取締役 常務執行役員	田中 健郎	ソリューション営業一部管掌
取締役 執行役員	井手 雄一郎	
取締役 (監査等委員)	古川 聖	常勤監査等委員
取締役 (監査等委員)	野島 威	
取締役 (監査等委員)	中川 雅博	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、古川聖氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 2023年3月30日開催の第24回定時株主総会において、井手雄一郎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 当社は、古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、2024年2月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

#### ① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	49,320	49,320	－	－	4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	64,920 (15,600)	64,920 (15,600)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月29日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

#### ③ 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役会において、役員の報酬等の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。

- ・取締役の基本報酬は、固定報酬とし、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定して

おります。

- ・株式による報酬（ストックオプション等）は、当社の業績及び事業環境に関する見直し等を総合的に勘案して支給を決定するものとし、これを支給する場合の金額等は、各取締役の役位、役割及び貢献度等に応じて決定しております。
- ・金銭的報酬は年額で設定し、その12分の1を当月分として毎月支払うこととしております。非金銭的報酬等は不定期の支給とし、個別の取締役会決議により、支給を行うこととしております。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有す者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、役割及び貢献度等を総合的に考慮し、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ決定しております。なお、代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。
- ・当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員による他の法人等の重要な兼職及び当社との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	古川 聖	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会13回全てに出席し、CFOとしての豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。

		出席状況及び主な活動状況
取締役 (監査等委員)	野島 威	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会13回全てに出席し、会社経営に係る豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中川 雅博	当事業年度において開催された取締役会21回及び監査等委員会13回全てに出席し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に係る豊富な経験・見識から、議案・審議等につき透明性・客観性及び適正性の確保に必要な発言を適宜行っております。また、経営会議にも全て出席し、各事業進捗に必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	17,000千円	1,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任・不再任の決定の方針

当社は、監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であ

ると認めた場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象 太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容  
契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ③ 処分理由  
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、適正な企業経営を確保するため、取締役会により「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、各種規程を整備しております。また、取締役及び使用人に対する規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務

- 執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- d. 監査等委員である取締役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - e. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
  - f. 使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則により、適正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - b. 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - b. 取締役会は、適宜、リスク管理体制について見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
  - b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
  - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - a. 監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  
- ⑦ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - a. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
  - b. 監査等委員の補助者の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。
  
- ⑧ 監査等委員である取締役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。
  - b. 監査等委員の補助者は、監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。
  - c. 取締役及び使用人は、監査等委員の補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - d. 監査等委員の補助者は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けられることができる。
  
- ⑨ 取締役及び使用人による監査等委員である取締役に報告するための体制
  - a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員である取締役に報告する。
  - b. 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - c. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮することはできない。



- ⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - a. 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑪ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - b. 監査等委員である取締役は、必要に応じて監査法人与意見交換を行う。
  - c. 監査等委員である取締役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - d. 監査等委員である取締役は、定期的に内部統制室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、毎月の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催することとしており、経営計画の基本事項の決定と取締役による業務執行の監督を行っております。
  - b. 監査等委員会は、毎月の定時監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。また、監査等委員は、代表取締役社長及び内部監査室等の関係部門並びに会計監査人と必要に応じて会合を持ち、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、社内規程に基づき、重要な職務執行に関する情報が記録された文書の保存及び保管、管理は適切に実施されており、管理部門での確認や内部監査部門での監査を通して、管理状況を確認しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、経営会議において、業務上のリスク管理の検証、見直し及び情報の共有を図ってお

ります。また、情報セキュリティ対応についても情報セキュリティワークショップ等で議論を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として経営会議を毎週開催し、経営の効率性向上のため経営計画策定に向けた経営資源の配分、組織・人事のあり方等を協議しております。また、職務権限・申請規則等を定め、取締役の権限及び責任を明確にして、業務執行の効率化を図っております。

⑤ 取締役及び使用人による監査等委員である取締役に報告するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性を確保し維持向上させるため、取締役等から随時報告を受けるなど社内外の重要情報を入手し、必要に応じて説明を求める体制を整えております。

⑥ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として監査等委員会を毎月開催し、監査に係る方針や重要事項の審議、協議を行っております。また、必要に応じて、監査等委員会事務局として内部監査部門を監査等委員会の職務を補助する部門としております。さらに、監査等委員会では会計監査人との連携を深めるとともに、内部監査部門からの監査結果の報告を受けるなど、監査の実効性、効率性の確保に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化及び事業競争力を確保するため、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実を図り、将来の事業展開のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、設立以来配当を行っておりません。

当社では株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、将来的には業績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期につきましては未定であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業競争力の確保のための資金として有効に活用していく所存であります。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,677,777</b>	<b>流動負債</b>	<b>281,731</b>
現金及び預金	1,222,071	買掛金	94,771
受取手形	3,300	1年内返済予定の長期借入金	18,420
売掛金及び契約資産	391,889	未払金	28,627
商 品	25,881	未払費用	49,216
仕 掛 品	1,274	未払法人税等	12,045
原材料及び貯蔵品	2,440	前 受 金	16,790
前 渡 金	4,258	預 り 金	14,065
前 払 費 用	21,496	賞 与 引 当 金	16,884
そ の 他	5,164	受 注 損 失 引 当 金	694
<b>固定資産</b>	<b>107,303</b>	そ の 他	30,215
<b>有形固定資産</b>	<b>82,902</b>	<b>固定負債</b>	<b>475,283</b>
建物附属設備	8,125	長期借入金	473,240
機械及び装置	1,329	そ の 他	2,043
工具、器具及び備品	11,884	<b>負債合計</b>	<b>757,014</b>
航空機	61,563	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>16,363</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,028,066</b>
ソフトウェア	16,363	資 本 金	695,682
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,036</b>	資 本 剰 余 金	631,654
長期前払費用	38	資 本 準 備 金	595,682
そ の 他	7,997	そ の 他 資 本 剰 余 金	35,971
		<b>利益剰余金</b>	<b>△299,270</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△299,270
		繰越利益剰余金	△299,270
<b>資産合計</b>	<b>1,785,080</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,028,066</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,785,080</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,264,574
売上原価	698,123
売上総利益	566,450
販売費及び一般管理費	856,210
営業損	289,759
営業外収益	
受取利息	5
保険金収入	7,776
その他	2,438
合計	10,219
営業外費用	
支払利息	1,731
上場関連費用	11,669
為替差損	1,794
その他	934
合計	16,130
経常損	295,670
特別損失	
固定資産除却損	900
合計	900
税引前当期純損	296,570
法人税、住民税及び事業税	2,700
当期純損	299,270

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	214,998	114,998	380,566	495,564	△344,594	△344,594	365,968	365,968
当期変動額								
新株の発行	480,683	480,683		480,683			961,367	961,367
欠損填補			△344,594	△344,594	344,594	344,594	－	－
当期純損失					△299,270	△299,270	△299,270	△299,270
当期変動額合計	480,683	480,683	△344,594	136,089	45,324	45,324	662,097	662,097
当期末残高	695,682	595,682	35,971	631,654	△299,270	△299,270	1,028,066	1,028,066

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、建物附属設備については定額法）を採用しております。また、航空機は受注案件に係る点検業務、実証実験等で使用するドローン機体であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
機械及び装置	5年
工具、器具及び備品	4年～10年
航空機	5年

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ② 受注損失引当金

当事業年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

##### ① 受託案件

当社の各種ソリューションにおける受託案件の主な内容は、業務請負契約等に基づき、ドローンやロボットの利活用によるソリューション開発に向けた調査や実証実験業務及び導入支援業務、国際標準化

の推進に係る支援業務等を行うものであります。これらに係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 商品の販売

当社の各種ソリューションにおける販売業務の主な内容は、顧客との販売契約に基づき、ドローン機体やロボットなどの商品を引き渡す履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客にそれぞれの商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ システム利用料

当社のシステム利用料の主な内容は、当社が提供するJUIDA会員管理システム利用料やBEP利用料であり、期間を定めた契約を前提としてサービスを提供する履行義務を負っております。これらに係る収益は、顧客との契約期間に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 受託案件の進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

受託案件

売上高 97,155千円

(注) 当事業年度末において進捗中の案件につき、計上した金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、原価総額の見積りに占める割合に基づいて行っております。

進捗度に基づく収益計上の基礎となる原価総額の見積りは受注案件ごとに行っております。各受注案

件に係る工程や仕様により作業を進めておりますが、これらの変更等により、原価総額の見積りの基礎となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴っております。

原価総額の見積りは受託案件の進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗率が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	82,902千円
無形固定資産	16,363千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社のドローン関連事業の営業損益は3期連続してマイナスとなっていることから、固定資産に減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識の判定を行っております。減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額は取締役会で決議された中期経営計画に基づき策定しております。

今後の売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態によりキャッシュ・フローの状況が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	294,734千円
契約資産	97,155千円

### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	139,078千円
------------------	-----------

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,939,051株
------	------------

### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	345,640株
------	----------



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて運転資金等を株式発行等により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、普通預金で保有しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については社内規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理しております。また、入金状況については管理部が随時社内にも共有し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	491,660千円	488,111千円	3,548千円
負債計	491,660千円	488,111千円	3,548千円

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	合 計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	18,420千円	94,296千円	378,944千円	491,660千円
合計	18,420千円	94,296千円	378,944千円	491,660千円

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	488,111千円	－	488,111千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,170千円
減価償却費	3,667千円
資産除去債務	2,449千円
税務上の欠損金	545,934千円
その他	1,799千円
繰延税金資産小計	559,023千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△545,934千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,088千円
評価性引当額小計	△559,023千円
繰延税金資産合計	－

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	熊田 貴之	(被所有) 直接37.83%	当社取締役 債務保証	連帯保証 (注)	100,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 連帯保証は、当社の借入に関する保証であります、保証料は支払っておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益をソリューション別に区分した金額及び収益認識の時期は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション区分	一定期間にわたって 認識する収益	一時点で認識 する収益	合計
点検	107,327	509,926	617,254
教育	262,735	46,005	308,741
物流	162,490	101,333	263,823
ネットワーク	35,106	39,649	74,755
顧客との契約から 生じる収益	567,660	696,914	1,264,574
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	567,660	696,914	1,264,574

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	103,540
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	298,034
契約資産（期首残高）	109,090
契約資産（期末残高）	97,155
契約負債（期首残高）	2,948
契約負債（期末残高）	16,790

契約資産は、主に受託案件に係る契約において進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は顧客の検収時に売上債権へ振りかえられます。

契約負債は、主にシステム利用料について顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 260円99銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 90円35銭  |

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

ブルーイノベーション株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 上 卓 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 田 大 輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルーイノベーション株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。



③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

ブルーイノベーション株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古 川 聖 ㊞

監査等委員 野 島 威 ㊞

監査等委員 中 川 雅 博 ㊞

(注) 監査等委員古川聖、野島威及び中川雅博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会は相当であると判断しており、異論はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	く ま だ た か ゆ き 熊田 貴之 (1976年8月27日)	2004年4月 株式会社水圏科学コンサルタント 入社 2010年4月 当社 入社 COO 2012年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社 最高執行役員（現任）	1,490,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の代表取締役社長最高執行役員として就任後より事業に大きく貢献しており、当社の経営方針や事業戦略の立案及び遂行において重要な役割を果たしております。また、その有するドローン業界に関する豊富な知識・経験は、当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者として適任であると判断したためであります。		
2	く ま だ ま は ゆ き 熊田 雅之 (1979年9月2日)	2002年4月 富士ソフト株式会社 入社 2011年7月 当社 入社 2012年6月 当社 取締役（現任） 2022年6月 当社 副社長執行役員（現任）	113,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 現在、副社長執行役員として代表取締役社長のサポートを行うとともに、CTOとしてシステム開発部門を統括しており、その有するドローン業界に関する豊富な知識・経験・実績は、当社のコア技術である Blue Earth Platform® の開発推進に不可欠であり、持続的な企業価値向上を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断したためであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	た な か けんろう 田中 健郎 (1981年9月22日)	2008年4月 シャープ株式会社 入社 2010年6月 Sharp Electronics (Vietnam) Co.Ltd, 出向 2015年5月 ナブテスコ株式会社 入社 2019年10月 当社 入社 2020年1月 当社 経営戦略室長代行 2020年9月 当社 経営戦略室長 2021年1月 当社 ソリューション営業部長兼経営戦 略室長 2021年9月 当社 執行役員経営戦略室長 2022年6月 当社 取締役 (現任) 2022年6月 当社 常務執行役員兼ソリューション営 業部長 2023年1月 当社 常務執行役員 (現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            現在、常務執行役員として営業戦略を担うとともに、ソリューション営業部門を統括しており、これまでの知識・経験・実績は、当社ソリューションの販売戦略において不可欠であり、持続的な企業価値向上を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断したためであります。</p>			
4	い で ゆういちろう 井手 雄一郎 (1977年3月18日)	1999年4月 株式会社東京三菱銀行 (現、株式会社三 菱UFJ銀行) 入社 2010年9月 パシフィック・リム・パートナーズ株式 会社 入社 2011年12月 株式会社東京スター銀行 入社 2023年1月 当社 入社 経営管理部長 2023年3月 当社 取締役 (現任) 2023年3月 当社 執行役員 (現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            現在、執行役員として経営戦略を担うとともに、CFOとしてFP&amp;A (Financial Planning &amp; Analysis) を統括しており、その有する財務予測・財務分析に関する豊富な知識・経験・実績は、当社経営戦略目標の達成に不可欠であり、持続的な企業価値向上を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断したためであります。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は、2024年2月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
3. 所有する当社の株式数は、2023年12月31日時点のものであります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふるかわ せい 古川 聖 (1958年7月22日)	1982年4月 カシオ計算機株式会社 入社 1999年9月 カシオマイクロニクス株式会社 出向 1999年12月 同社 転籍 2008年5月 デジタルメディアプロフェッショナル 株式会社 入社 2008年10月 同社 取締役管理部長兼CFO 2012年6月 同社 常務取締役管理部長兼CFO 2019年5月 同社 常務取締役経理部長兼CFO 2020年6月 当社 取締役監査等委員（常勤） （現任）	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>上場会社でのCFO経験と高い見識から、その知識と経験を活かして業務執行者に対する監督機能強化を担っていただけるものと判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	の じ ま た け し 野 島 威 (1947年1月25日)	1970年4月 株式会社バンダイ 入社 1991年4月 BANDAI (H.K.) CO.,LTD. 代表取締役社長 1993年3月 BANDAI AMERICA INC. 代表取締役社長 1994年6月 株式会社バンダイ 取締役 2002年4月 同社 グローバル事業統括部ゼネラルマネージャー 2004年12月 株式会社トイカード 代表取締役社長 2012年12月 同社 相談役 (現任) 2015年7月 当社 取締役 2020年6月 当社 取締役監査等委員 (現任)	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>国内外での豊富な会社経営の経験に裏打ちされた会社運営能力を当社で発揮していただけるものと判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	なかがわ まさひろ 中川 雅博 (1950年8月11日)	1974年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2002年6月 同社 執行役員 2005年4月 同社 常務執行役員 2008年4月 同社 顧問 2008年6月 同社 理事(現任) 2008年6月 センチュリー・リーシング・システム株 式会社 代表取締役副社長 2009年4月 東京センチュリー・リース株式会社 代 表取締役副社長 2011年6月 キャプラン株式会社 代表取締役社長 2013年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 顧 問 2014年6月 同社 取締役副会長 2016年6月 同社 シニア・アドバイザー 2017年9月 当社 取締役 2020年6月 当社 取締役監査等委員(現任)	一株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>国内外での豊富な会社経営の経験を通じて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、その有する知識・経験に基づき議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性・客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、2024年2月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は、古川聖氏、野島威氏及び中川雅博氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
6. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
7. 所有する当社の株式の数は、2023年12月31日時点のものであります。



### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとさせていただきます。

また、その選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さかきばら しの 榊原 史乃 (1985年10月7日)	2013年12月 弁護士登録 2014年1月 久恒三平法律事務所 入所 2018年1月 株式会社GSユアサ 入社 2022年3月 AZ MORE国際法律事務所 入所 2022年10月 スフィア法律事務所 入所(現任) 2023年10月 株式会社フロンティアコンサルティング 社外 監査役 就任(現任)  (重要な兼職の状況) スフィア法律事務所 株式会社フロンティアコンサルティング 社外監査役	一株

#### 【選任理由及び期待される役割】

榊原史乃氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・豊富な経験及び大企業におけるインハウスローヤーとしてM&A業務・国内外の子会社サポートに従事した経験などを当社の経営に活かしていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、2024年2月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟

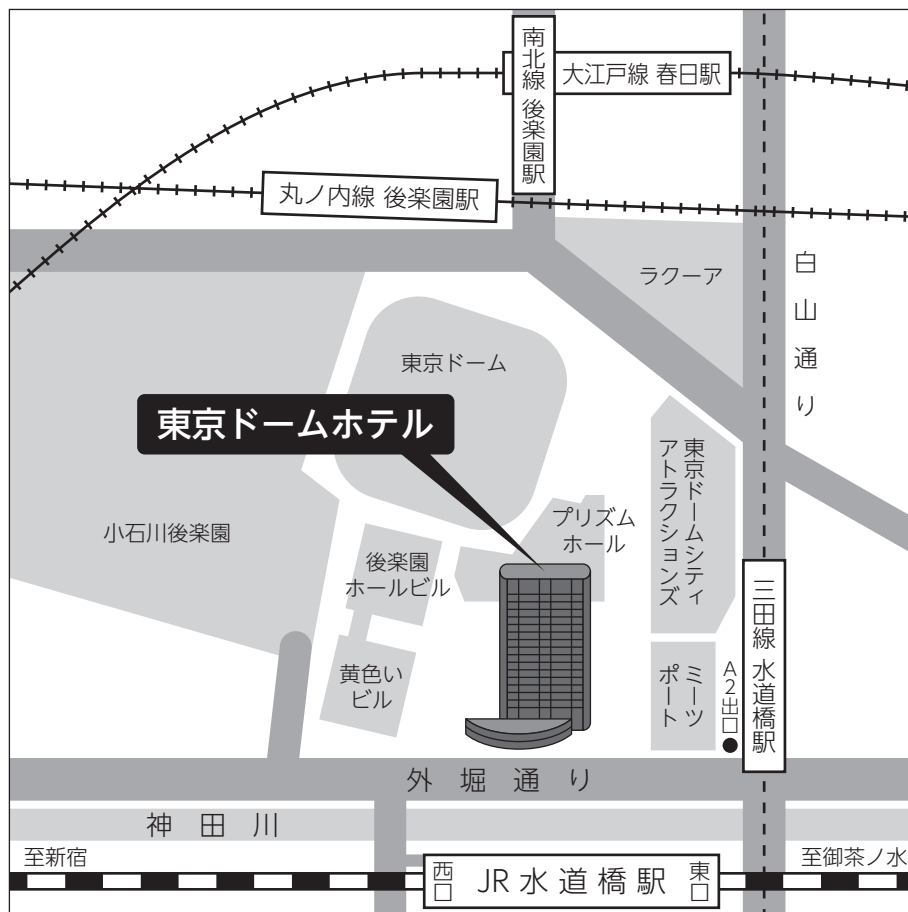
費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は候補者との間で当該補償契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
7. 所有する当社の株式の数は、2023年12月31日時点のものであります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区後楽一丁目3番61号  
東京ドームホテル B1階 シンシア



交通	JR総武線 水道橋駅	東口より	徒歩約2分
	都営地下鉄三田線 水道橋駅	A2出口より	徒歩約1分
	東京メトロ丸ノ内線 後楽園駅	2番出口より	徒歩約5分
	東京メトロ南北線 後楽園駅	2番出口より	徒歩約5分
	都営地下鉄大江戸線 春日駅	6番出口より	徒歩約6分